

## 自然災害による被災者の債務整理ガイドライン

の運用が始まりました。

平成28年4月1日から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度）の運用が開始されました。

この制度は、災害救助法の適用があった自然災害の影響により、従前の住宅ローン等の負債の支払が困難となった被災者（個人又は個人事業主。法人は対象外）について、一定の要件のもとに、住宅ローン等の負債の減額や免除が認められる制度です。この制度を用いると…

- ①原則として保証人にも請求されず、破産手続よりも多くの財産を手許に残すことができます。
- ②負債の減額や免除を受けても、ブラックリストに掲載されることはありませんから、新たな借入をすることが可能になります。
- ③無料で弁護士等の支援専門家の援助が受けられます。

ご不明な点がございましたら、徳島弁護士会（電話088-652-5768）までご連絡ください。

①この制度をご利用いただくためには、まず、借入残高が最も多い金融機関（メインバンク）にご相談いただき、手続の着手について同意を得て下さい（同意書が必要です）。



②同意書を添えて、委嘱依頼書を徳島弁護士会に提出してください。

[委嘱依頼書.pdf](#)（プリントアウトしてご使用下さい）

[「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A .pdf](#)

[「大規模災害に被災された皆様へ」（全銀協等）.pdf](#)

